



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課）…………… 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 7
- 優良図書等の推奨（青少年・子ども家庭課）…………… 7
- 家畜の予防検査の実施（畜産課）…………… 8
- 家畜の予防注射及び予防薬浴の実施（畜産課）…………… 9
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 10
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課）…………… 10
- 漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定（漁港漁場課）…………… 11
- 沖縄県漁港管理条例に基づく使用許可を要する甲種漁港施設の指定（漁港漁場課）…………… 12
- 事業の認定（用地課）…………… 12
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 13
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 14
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 14
- 臨港地区の区域の案の縦覧・6件（港湾課）…………… 14
- 都市計画事業の変更の認可・3件（都市計画・モノレール課）…………… 16
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 17
- 市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更認可（建築指導課）…………… 17

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 17
- 都市計画の変更の案の縦覧・13件（都市計画・モノレール課）…………… 19
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 23
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部警務課）…………… 23
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部警務課）…………… 25

規 則

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第4号

沖縄県企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県企業立地促進条例施行規則（昭和57年沖縄県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の助成対象者のうち、二者が共同して一の特定工場等を設置するもの（以下「共同設置者」という。）の場合にあっては、当該共同設置者が作成する事業計画が全ての助成要件を満たす場合に限り、別表第1の1の項及び2の項に掲げる助成対象者とみなす。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の指定を受けようとする者のうち共同設置者にあつては、取得する投下固定資産の額に応じ、申請を行うものとする。

第7条第3項中「指定に」の次に「当たりこれに必要な」を加え、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 第1項の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 別表第1の1の項から3の項までの助成対象者 投下固定資産取得費補助金助成対象予定者指定申請書（第1号様式）

(2) 別表第1の1の項又は2の項の助成対象者のうち共同設置者 投下固定資産取得費補助金助成対象予定者指定申請書（第1号様式の2）

(3) 別表第1の4の項の助成対象者 投下固定資産取得費補助金助成対象予定者指定申請書（第2号様式）

4 前項各号に掲げる申請書は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に掲げる行為をしようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 前項第1号に掲げる者 特定工場等の用地の取得又は賃借（以下「用地の取得」という。）

(2) 前項第2号に掲げる者 用地の取得

(3) 前項第3号に掲げる者 特定工場等の建物の取得又は賃借（以下「建物の取得」という。）

第8条第1項中「第7条第1項」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「前条第5項」に改める。

第9条中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

条例第7条に規定する助成措置を受けようとする者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、操業又は営業を開始した日から2年以内に、当該各号に掲げる申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 別表第1の1の項又は2の項の助成対象者 投下固定資産取得費補助金交付申請書（第9号様式）

(2) 別表第1の1の項又は2の項の助成対象者のうち共同設置者 投下固定資産取得費補助金交付申請書（第9号様式の2）

(3) 別表第1の3の項の助成対象者 投下固定資産取得費補助金交付申請書（第10号様式）

(4) 別表第1の4の項の助成対象者 投下固定資産取得費補助金交付申請書（第11号様式）

第15条第1項中「5,000万円」を「2億円」に改め、同条第3項中「別表第1の3の項」を「別表第1の2の項」に改める。

別表第1の1の項助成対象者の欄中「国際物流拠点産業集積地域うるま地区（沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第13号）による改正前の法第42条第1項の規定により指定されていた特別自由貿易地域に限る。以下同じ。）又は」を削り、「事業を営む者」を「事業の用に供する目的で投下固定資産を取得した者」に改め、同項助成要件の欄中「満たす者」を「満たした者」に、「用地の取得をした者」を「一団の用地を取得すること。」に、「開始した者」を「開始すること。」に、「該当する者」を「該当すること。」に、「雇用する者」を「雇用する者であること。」に、「取得した者」を「取得すること。」に改め、同表2の項助成対象者の欄中「事業を営む者」を「事業の用に供する目的で投下固定資産を取得した者」に改め、同項助成要件の欄中「満たす者」を「満たした者」に、「用地の取得（賃借を除く。以下この項において同じ。）をした者」を「一団の用地を取得（賃借を除く。以下この項において同じ。）すること。」に、「開始した者」を「開始すること。」に、「受けた者」を「受けること。」に改める。

第1号様式中

総 数 (現 在)	県内居住者
--------------	-------

を

総 数 (用地取得日現在)	県内居住者
------------------	-------

に改め、同様式の次に次の

1様式を加える。

第1号様式の2（第7条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所 (法人にあっては、主たる
事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、その名称
及び代表者名) ㊦

投下固定資産取得費補助金助成対象予定者指定申請書

下記のとおり助成対象予定者の指定を受けたいので、沖縄県企業立地促進条例施行規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 計画概要

- (1) 工場等の名称
- (2) 工場等立地所在地
- (3) 業種
- (4) 生産（営業）種目及び内容
- (5) 建設計画

区分	既 存 面 積 (増設の場合のみ)	新設又は増設の面積	計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
工場延べ床面積	m ²	m ²	m ²

(6) 設備投資計画

区分	規 模 (数量)	単価	金額	取得 (着工・完成) 予 定 年 月 日	備考
土 地		円	千円		
建 物					
機 械 設 備					
その他の償却資産					
計					

(7) 常時使用する従業員の状況（予定）

	総 数	総 数 (用地取得日現在)	
		県内居住者	県内居住者
人 数	人	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人	

(8) 操業（営業）開始予定年月日

2 添付資料

- (1) 取得する土地の位置図
- (2) 工場等施設の概要平面図
- (3) 機械配置計画図
- (4) 資金計画表

- (5) 工事等の事業収支見込み
- (6) 雇用計画
- (7) 決算書類等最近における業務、財産及び損益の状況を確認できる書類
- (8) 企業の沿革及び概要を記載した書類
- (9) 公害防止計画
- (10) 産業高度化実施計画
- (11) 現在の従業員に係る従業員名簿、直近月の給与台帳、雇用保険者証及び雇用契約書又は雇用通知書の写し
- (12) 工場等操業者との間で作成した協定書の写し

注1 1(5)及び(6)は、申請者が取得した投下固定資産について記載すること。

2 2(10)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいる者及び国際物流拠点産業集積地域うるま地区で事業を営んでいる者が別表第1の2の項の規定による補助金の申請をする場合に添付すること。

3 2(11)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいる者及び国際物流拠点産業集積地域うるま地区で事業を営んでいる者が別表第1の2の項の規定による補助金の申請をする場合に添付すること。

別紙

事業計画

- 1 工場等の名称
- 2 工場等立地所在地
- 3 業種
- 4 生産（営業）種目及び内容
- 5 建設計画

区分	既存面積 (増設の場合のみ)	新設又は増設の面積	計
敷地面積	m ²	m ²	m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
工場延べ床面積	m ²	m ²	m ²

6 設備投資計画

区分	取得者	規模（数量）	単価	金額	取得（着工・完成） 予定年月日	備考
土地			円	千円		
建物						
機械設備						
その他の償却資産						
計						

7 常時使用する従業員の状況（予定）

使用者名：

人 数	総 数		総 数 (用地取得日現在)	
	人	県内居住者 人	人	県内居住者 人

上のうち新規雇用者数	人	人
------------	---	---

8 操業（営業）開始予定年月日

注 特定工場等の設置に関する全体計画について記載すること。

第9号様式中

「

総 数 (予定申請時(現在))	県内居住者
--------------------	-------

」を「

総 数 (用地取得日現在)	県内居住者
------------------	-------

」に改め、同様

式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2（第14条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人 住所 法人にあっては、主たる
事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その名称
及び代表者名 ㊤

投下固定資産取得費補助金交付申請書

下記のとおり工場等の用地等を取得し操業（営業）していますので、沖縄県企業立地促進条例施行規則第14条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金額

2 補助金額の算定

別表1 1の項（投下固定資産取得費）×（率）

$$\text{千円} \times \frac{\quad}{100} = \text{千円 (A)}$$

別表1 2の項（用地取得費）×（率）

$$\text{千円} \times \frac{25}{100} = \text{千円 (B)}$$

$$(A) \quad \text{千円} + (B) \quad \text{千円} = \quad \text{千円}$$

（ただし、A+Bが限度額を超える場合は限度額以内）

3 工場等の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 業種
- (4) 生産（営業）種目及び内容
- (5) 操業（営業）開始年月日 年 月 日

4 設備投資の状況

区分	規模（数量）	単価	金額	取得（着工・完成） 予 定 年 月 日	備考
土 地		円	千円		
建 物					
機 械 設 備					
その他の償却資産					
計					

- 5 収支予算
- 6 常時使用する従業員の状況

	総 数		総 数 (操業・営業開始時)		総 数 (用地取得日現在)	
	県内居住者	県外居住者	県内居住者	県外居住者	県内居住者	県外居住者
人 数	人	人	人	人	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人				

- 7 工場立地法に基づく届出（写し。ただし、該当企業のみ）

8 添付資料

- (1) 取得した土地等の売買契約書、請求書及び支出関係証拠書類の写し
- (2) 工場等の建築確認書及びその添付平面図の写し
- (3) 従業員名簿、直近月の給与台帳、雇用保険者証及び雇用契約書又は雇用通知書の写し
- (4) 工場等建設の概要平面図
- (5) 機械配置図等
- (6) 資金計画表
- (7) 工場等の事業収支見込み
- (8) 公害防止計画
- (9) 特別事業認定の写し
- (10) 産業高度化実施計画

注1 1、2、4及び5は、申請者が取得した投下固定資産について記載すること。

2 8(10)は、国際物流拠点産業集積地域うるま地区以外の県内の地域で事業を営んでいる者が別表1の2の項の規定による補助金の申請をする場合に添付すること。

別紙

事業計画

- 1 補助金額
- 2 補助金額の算定

別表1 1の項（投下固定資産取得費）×（率）

$$\text{千円} \times \frac{\quad}{100} = \text{千円 (A)}$$

別表1 2の項（用地取得費）×（率）

$$\text{千円} \times \frac{25}{100} = \text{千円 (B)}$$

$$(A) \text{ 千円} + (B) \text{ 千円} = \text{千円}$$

（ただし、A+Bが限度額を超える場合は限度額以内）

3 工場等の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 業種
- (4) 生産（営業）種目及び内容
- (5) 操業（営業）開始年月日 年 月 日

4 設備投資の状況

区分	所有者	規模（数量）	単価	金額	取得（着工・完成） 予 定 年 月 日	備考
土 地			円	千円		

建 物						
機 械 設 備						
その他の償却資産						
計						

- 5 収支予算
 6 常時使用する従業員の状況
 使用者名：

	総 数		総 数 (操業・営業開始時)		総 数 (用地取得日現在)	
	県内居住者	県外居住者	県内居住者	県外居住者	県内居住者	県外居住者
人 数	人	人	人	人	人	人
上のうち新規雇用者数	人	人				

注 特定工場等の設置に関する全体計画について記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の沖縄県企業立地促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
ゆとり接骨院（比嘉一真）	嘉手納町屋良一丁目21番1号在宅有料老人ホームサンハート1階	平成29年 1月31日

沖縄県告示第148号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第6条第1項の規定により、優良図書等を次のとおり推奨した。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	発行所名	推奨対象者
図書	歌うの大好きミミクジラー	沖縄タイムス出版	小学生

- 2 推奨年月日 平成29年 2月27日
- 3 推奨した理由 図書等の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

沖縄県告示第149号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 種付けの用に供する雄牛及び豚
結核病	牛及び山羊	(1) 搾乳の用に供する雌牛及び山羊並びにこれらの牛と同一施設内で飼育している牛及び山羊 (2) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛
ヨーネ病	牛	(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛 (2) 前年度及び前々年度の県外導入牛 (3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	(1) 繁殖の用に供する雌馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (2) 種付けの用に供する雄馬及びこれらの馬と同一施設内で飼育している馬 (3) 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬 (4) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、ブロイラー及び種鶏

高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐 ^そ 蛆病	みつばち	みつばち

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所

5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口 ^{でい} 蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査（急速凝集反応法及び試験管凝集反応法）、エライザ法及び補体結合反応検査
結核病	ツベルクリン検査（皮内注射法及び皮下注射法）
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	H I 試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症	血清平板凝集反応法
腐 ^そ 蛆病	臨床検査及び細菌検査

沖縄県告示第150号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	牛	主として未經産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

4 期日及び場所

- (1) 期日 平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める日
 - (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合（アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症）不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病（生）予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病（不活化）予防液

沖縄県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 石垣市字白保兼久原2081番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第152号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成29年 3月28日から同年 4月17日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、

沖縄県北部農林水産振興センター及び恩納村役場において縦覧に供する。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 出願書受理年月日 平成28年12月27日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 恩納村字恩納2451番地 恩納村

イ 代表者 恩納村字恩納2451番地 恩納村長 長浜善巳

(2) 埋立区域

ア 位置 恩納村字恩納419-5番、419-6番及び419-7番の地先公有水面

イ 区域 次の地点のうち①の地点から⑫の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑫の地点までを順次に結んだ平成27年の秋分の満潮位（D.L.+2.42メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点吉38万座毛（北緯26度30分09秒7282、東経127度51分10秒3431）から126度54分00秒444.30メートルの地点

②の地点 ①の地点から345度26分34秒1.71メートルの地点

③の地点 ②の地点から75度27分23秒93.93メートルの地点

④の地点 ③の地点から345度25分43秒33.42メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から255度27分56秒0.53メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から345度25分41秒52.51メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から273度28分43秒46.15メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から3度27分42秒0.53メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から273度28分42秒71.81メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から3度28分35秒19.51メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から93度28分42秒120.63メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から165度22分19秒13.67メートルの地点

ウ 面積 3,189.27平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 恩納村字恩納419-3番、419-5番、419-6番及び419-7番の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び㉔の地点と㉕の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点 四等三角点吉38万座毛（北緯26度30分09秒7282、東経127度51分10秒3431）から139度50分46秒430.01メートルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から330度40分29秒409.30メートルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から62度06分56秒60.02メートルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から150度40分29秒198.33メートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から93度28分42秒236.83メートルの地点

㉙の地点 ㉘の地点から165度43分58秒139.82メートルの地点

ウ 面積 58,941.15平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第153号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第39条第5項の規定により同項第2号の規定に関する漁港管理者が指定する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域を、及び同号の規定により漁港管理者が指定する物件を次のとおり指定し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

漁港名	法第39条第5項第2号の規定に関する漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域	法第39条第5項第2号の漁港管理者が指定する物件
石垣漁港	石垣漁港区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び八重山農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。）	1 船舶 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第8項に規定する使用済み自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第13号）第2条に規定する廃棄物

沖縄県告示第154号

沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）第11条第1項第1号の規定により、石垣漁港の外郭施設のうち第1波除堤、南防波堤、第4波除堤の一部、用地護岸(17)、第10波除堤の一部、用地護岸(16)の一部及び第3波除堤を同号に規定する知事が指定する施設として指定する。

なお、指定する施設の図面を沖縄県農林水産部漁港漁場課及び八重山農林水産振興センターに据え置き、縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第155号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 起業者の名称 伊江村

2 事業の種類 伊江村野球場整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 沖縄県国頭郡伊江村字東江前浜崎原地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

伊江村野球場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である伊江村が事業主体となって、起業地内に、野球場及び駐車場を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

伊江村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

伊江村では、伊江村第4次総合計画において、運動やスポーツを通して健康の保持増進及び仲間とのコミュニティを構築するとともに、競技スポーツにおいても技能の向上を目指す環境のもと、「いつでも、どこでも、気軽に」スポーツ活動を楽しむことを掲げ、スポーツ施設の整備を順次行っている。

伊江村旅行村野球場は、年間約4,000人の利用があり、スポーツレクリエーション活動の拠点として村内外の利用者に親しまれてきた。しかし、現在の施設は、昭和56年に整備されたものであり、施設の老朽化が進み、施設の安全面及び維持管理面で問題があることから、早急な施設の改修が必要となっている。また、既存の駐車場の収容台数が13台分と限られており、大会開催時には多くの車が路

上駐車するといった危険行為が発生し、交通安全面でも問題がある。さらに、伊江村第4次総合計画において、観光振興に資するものとして、スポーツコンベンションの誘致を掲げており、スポーツ施設の充実も求められているところである。

本件事業は、このような状況に対応するため計画されたものであり、起業地内に野球場及び駐車場を整備する事業である。本件事業の施行により、施設の安全面及び交通安全面での問題を解消し、伊江村が推進するスポーツ環境の充実が図られる。また、公認野球規格の規模に拡充することで、伊江村第4次総合計画において掲げるスポーツコンベンションの誘致に繋がるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていない。

また、本件事業に係る起業地内に、沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）に規定された県指定の貝塚が存在するが、起業者は県教育委員会との協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、経済性、立地条件、工法の合理性等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、伊江村旅行村野球場は、施設の老朽化が進み、施設の安全面で課題がある。また、本件事業は、伊江村第4次総合計画に基づき計画された事業であることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び取用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、取用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、取用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 伊江村教育委員会生涯学習課

沖縄県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成29年3月7日から同月21日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 路線名 平野伊原間線

2 供用開始の区間 石垣市字平久保513番2から石垣市字平久保667番1まで

3 供用開始の期日 平成29年3月7日

沖縄県告示第157号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 本部町、名護市、金武町、うるま市、北中城村、豊見城市及び八重瀬町のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年 2月24日から同年 3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（修正測量）

沖縄県告示第158号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、読谷村長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 読谷村一円
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年 9月21日から平成29年 2月20日まで
- 3 作業種類 公共測量（3級水準測量）

沖縄県告示第159号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 北大東村字中野地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び北大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第160号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 北大東村字港地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び北大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第161号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

北大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 北大東村字南地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び北大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第162号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 南大東村字北地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び南大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第163号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 南大東村字池之沢地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び南大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第164号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

平成29年 3月 7日

南大東港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 臨港地区の区域の案 南大東村字南地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県南部土木事務所及び南大東村役場
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第668号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 13比屋良川公園
- 3 事業施行期間 平成3年8月23日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成10年沖縄県告示第520号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 浦1号クニンドーの森公園
- 3 事業施行期間 平成10年6月19日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成12年沖縄県告示第219号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 浦添市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業

- (2) 名称 浦2号牧港緑地
- 3 事業施行期間 平成12年3月24日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第176号で認可した那覇広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 北中城村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 北中城村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成4年2月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成8年沖縄県告示第873号、平成16年沖縄県告示第222号、平成21年沖縄県告示第200号及び平成24年沖縄県告示第112号の事業地に、北中城村字島袋西原を加える。
 - (2) 使用の部分 平成4年沖縄県告示第176号、平成8年沖縄県告示第873号、平成16年沖縄県告示第222号、平成21年沖縄県告示第200号及び平成24年沖縄県告示第112号の事業地に、北中城村字島袋野比灘原を加え、北中城村字島袋真川原地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業地の変更

沖縄県告示第169号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の9第1項の規定により、市街地再開発事業に係る規準及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 再開発会社の名称 旭橋都市再開発株式会社
- 2 市街地再開発事業の種類及び名称 那覇広域都市計画事業モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業
- 3 事業施行期間 平成17年11月15日から平成31年8月31日まで
- 4 施行地区及び工区
 - (1) 施行地区 那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部
 - (2) 工区 北工区（泉崎1丁目の一部約1.8ヘクタール）及び南工区（那覇市旭町の一部、泉崎1丁目の一部及び泉崎2丁目の一部約2.7ヘクタール）
- 5 事務所の所在地 那覇市泉崎2丁目105番地18
- 6 施行認可年月日 平成17年11月15日
- 7 規準及び事業計画の変更の認可の年月日 平成29年2月24日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消し

た。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月13日
(2) 商号名 合資会社丸輝開発
(3) 代表者名 仲宗根輝尚
(4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲645番地 7
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第10847号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年 5月30日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月13日
(2) 商号名 株式会社ユキシシ
(3) 代表者名 瑞慶覧哲
(4) 所在地 宜野湾市真栄原二丁目 4 番18号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27) 第12207号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年 5月31日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月29日
(2) 商号名 星南建設株式会社
(3) 代表者名 奥濱政江
(4) 所在地 那覇市金城 3 丁目 8 番 9 号一粒ビル201
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第10492号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年 6月 1日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月29日
(2) 商号名 株式会社りゅうせきエネプロ
(3) 代表者名 崎山嗣峰
(4) 所在地 那覇市字小禄656番地 2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第10624号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年 6月 8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月29日
(2) 商号名 株式会社翔開発
(3) 代表者名 仲宗根朝弘
(4) 所在地 嘉手納町屋良一丁目 2 番10号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第12937号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成28年 6月 9日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成28年 6月29日
(2) 商号名 有限会社山川建設
(3) 代表者名 吉田安盛

- (4) 所在地 南城市大里字古堅911番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第4280号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成28年6月29日
- (2) 商号名 株式会社三永開発
- (3) 代表者名 知花和身
- (4) 所在地 那覇市泊2丁目1番15号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第8692号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成28年6月30日
- (2) 商号名 株式会社丸高
- (3) 代表者名 大西英彦
- (4) 所在地 沖縄市高原二丁目3番地2号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第232号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成28年6月30日
- (2) 商号名 株式会社プログレッシブエナジー
- (3) 代表者名 高木直久
- (4) 所在地 宜野湾市嘉数二丁目3番9号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第11527号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月15日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成28年6月30日
- (2) 商号名 比嘉防水工業
- (3) 代表者名 比嘉進
- (4) 所在地 那覇市字小禄1529番地8 3階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12049号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成28年6月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、本部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 本部町
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び本部町建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、名護都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 名護市
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び名護市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町及び北谷町の全域
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、沖縄市建設部都市整備室、うるま市都市建設部都市政策課、読谷村建設整備部都市計画課、嘉手納町都市建設課及び北谷町建設経済部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く。）
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課、浦添市都市建設部都市計画課、宜野湾市建設部都市計画課、糸満市建設部都市計画課、豊見城市都市計画部都市計画課、北中城村建設課、中城村都市建設課、西原町建設部都市整備課、与那原町まちづくり課、南風原町経済建

設部まちづくり振興課及び八重瀬町まちづくり課

5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、南城都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 南城市の行政区域の一部（沖縄本島以外の島しょを除く区域）
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び南城市土木建築部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市の一部（伊良部区域を除く。）
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域 石垣島の全域
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び石垣市建設部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市、浦添市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、北中城村、中城村、西原町、与那原町及び南風原町の全域並びに八重瀬町（具志頭地域を除く。）
- 3 縦覧期間 平成29年 3月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課、浦添市都市建設部都市計画課、宜野湾市建設部都市計画課、糸満市建設部都市計画課、豊見城市都市計画部都市計画課、北中城村建設課、中城村都市建設課、西原町建設部都市整備課、与那原町まちづくり課、南風原町経済建設部まちづくり振興課及び八重瀬町まちづくり課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・20号ひめゆり三原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市壺屋2丁目及び三原1丁目
- 3 縦覧期間 平成29年 3月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・3・3号真地久茂地線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市樋川1丁目
- 3 縦覧期間 平成29年 3月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年 3月 7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・37号糸満与那原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 糸満市字糸満
- 3 縦覧期間 平成29年 3月 7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び糸満市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚並びに前田一丁目、前田二丁目及び前田三丁目
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画都市高速鉄道を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 1号沖縄都市モノレール
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里石嶺町2丁目並びに浦添市字経塚並びに前田一丁目、前田二丁目及び前田三丁目
- 3 縦覧期間 平成29年3月7日から同月21日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課、那覇市都市計画部都市計画課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月7日 沖縄県指令土第178号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原925番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間972番地2 安里正次、中城村字当間925番地 安里かおり
- 5 検査済証番号 平成29年2月24日 第4351号
- 6 工事完了年月日 平成29年2月3日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県警察勤務管理システム等（以下「勤務管理システム等」という。）の賃貸借

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 営業年数が平成29年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2691～2693）
 - (3) 申請書等の受付期間 平成29年 3月14日（火曜日）から同年 4月 7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年 3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する勤務管理システム等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年3月7日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄県警察勤務管理システム等（以下「勤務管理システム等」という。）の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年2月28日（水曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 平成29年3月7日付け沖縄県公報定期第4525号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による勤務管理システム等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
 - イ 勤務管理システム等の構築及び設定を円滑に行うことができること並びに当該勤務管理システム等に障害が発生した場合において、通報後4時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成29年4月7日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - ウ 経済産業省が認定している国家資格又は民間で認定している資格のうち、ネットワーク技術に関する資格取得者（以下「ネットワーク技術者」という。）を有している者
 - エ Microsoft社が認定したMicrosoft SQL Server関連の資格取得者又は発注者が認めたデータベース関連の資格取得者（以下「データベース技術者」という。）を有している者
 - オ Microsoft Windows Server 2008関連のMCP認定資格取得者又はこれと同等の資格があると発注者が認めた者（以下「MCP認定技術者」という。）を有している者
 - カ 勤務管理システム等に関する知識を有する技術者（以下「専任技術者」という。）を2名以上有し、専任技術者がネットワーク技術者、データベース技術者及びMCP認定技術者の指示の下、勤務管理システム等を円滑に保守することができる体制を確保できることを証する書類を平成29年4月7日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出した者
 - キ 納入しようとする勤務管理システム等の機能等証明書を平成29年4月7日（金曜日）午後6時までに3(2)の場所に提出し、当該勤務管理システム等を納入の期限までに納入することができることを証明した者
 - ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得している者
 - ケ VMware社の仮想化技術を利用したハイパーバイザー型のサーバ導入実績を有している者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成29年3月14日（火曜日）から同年4月7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部警務課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2691～2693）

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成29年4月7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年4月18日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除され

る。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成29年4月7日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成29年4月17日（月曜日）午後6時
イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に郵送すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成29年3月14日（火曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階403会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured
Lease of devices for Okinawa Prefectural Police Work Management System:1 set
- (2) Characteristics of the products to be procured
Refer to the bid instruction and the specification document.
- (3) Pre-bid meeting
Date and time:14:00 Tuesday, March 14, 2017

Place:Conference Room 403, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

(4) How to submit the bid document

Due date and time:14:00 Tuesday, April 18, 2017

Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.

(5) How to submit the bid document by postal service

Due date and time:18:00 Monday, April 17, 2017

Handling division:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.

(6) Bid opening

Date and time:14:00 Tuesday, April 18, 2017

Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.

(7) Handling division

Organization:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ

Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan

Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4